

各教育・保育給付認定保護者の皆様

学校法人栄光学園
栄光幼稚園

令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、教育に要する費用は、本来、市から各教育・保育給付認定保護者に対して支給し、その費用を各教育・保育給付認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、市から各施設へ支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和6年度において、栄光幼稚園が法定代理受領した額は、別表の額となります。

別表 (単位 円)

年齢	4歳以上児	3歳児	満3歳児
認定区分	教育標準時間	教育標準時間	教育標準時間
4月	44,799	64,699	64,699
5月	44,779	64,679	64,679
6月	44,779	64,679	64,679
7月	44,759	64,659	64,659
8月	37,879	57,779	57,779
9月	44,649	64,549	124,619
10月	44,619	64,519	124,589
11月	44,599	64,499	124,569
12月	44,579	54,529	124,739
1月	42,879	62,779	122,849
2月	42,319	62,219	122,289
3月	43,409	53,359	123,569
合計	524,048	742,948	1,183,718

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。

また、上記は、月を通じて在籍した子どもに係る施設型給付費等の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、施設型給付費等の額を算出する必要があります。副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、240円に1月あたりの給食実施日数を乗じて得た額を加算した額となります。